

6. 沖縄県立球陽高等学校学校評議員に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立学校評議員設置要綱に基づき、沖縄県立球陽高等学校学校評議員（以下「学校評議員」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標や努力目標、教育内容や教育活動、学校と家庭・地域の連携などに関する意見を述べ、学校運営を支援する。

第3条 学校評議員の数は、5人以内とする。

- 2 学校評議員は、保護者や地域住民の中から、教育に関する理解や識見を有する者を校長の推薦により、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。

(任期)

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、教育委員会は特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の委嘱を解くことができる。

- 2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。但しその任期は、前任者の残任期間とする
- 3 学校評議員は、3年を限度として再任されることがある。

(推薦及び報告等)

第5条 校長は学校評議員について第1号様式により教育委員会へ推薦する。

- 2 学校評議員に特別な事情が生じた場合は、校長は教育委員会に当該学校評議員の任を解くよう申し入れることができる。
- 3 学校評議員に欠員が生じた場合は、校長は速やかに学校評議員としてふさわしいと認める者を教育委員会へ推薦する。
- 4 校長は、学校評議員について、第2号様式により教育委員会へ年度末までに報告しなければならない。

(会議)

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会議の開催は、概ね各学期1回年3回とする。
- 3 議題の提案は原則として校長が行うものとする、関連資料の説明は関係職員が行うことができる。
- 4 会議は、学校運営に関する意志決定を行うものではなく、学校評議員の各人がそれぞれの責任において意見を述べる。

(報償等)

第7条 学校評議員に対する報償等は、沖縄県立学校評議員設置要綱に基づく。

(秘密の保持)

第8条 学校評議員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。
学校評議員を退いた後も同様とする。

(会議録等の公開)

第9条 学校評議員による会議における意見等は、職員・保護者・地域住民等へ広く公表するように努めるものとする。ただし、公開に当たっては、「沖縄県情報公開条例」及び「沖縄県個人情報保護条例」に基づき、個人のプライバシーの保護等に十分配慮する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。